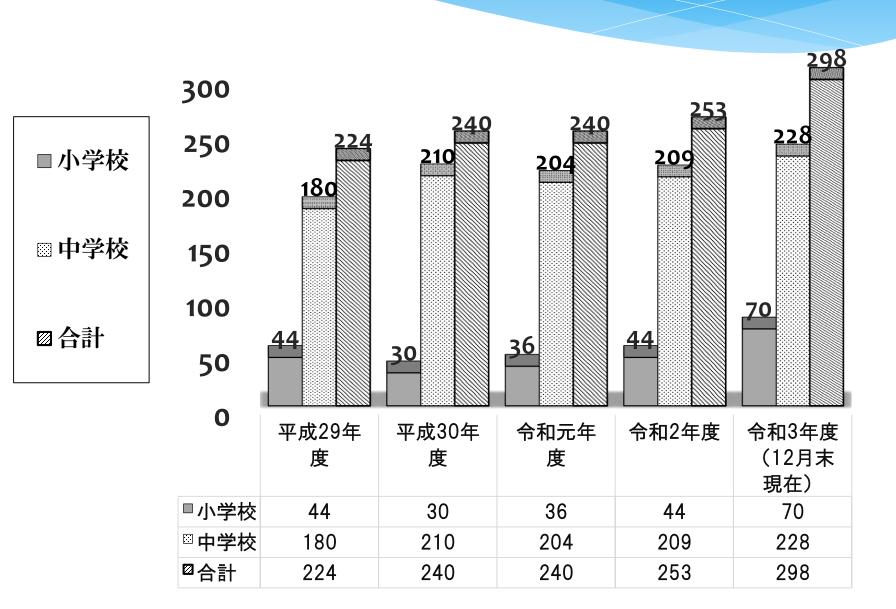
# 不登校児童生徒数の推移(直近5年間)

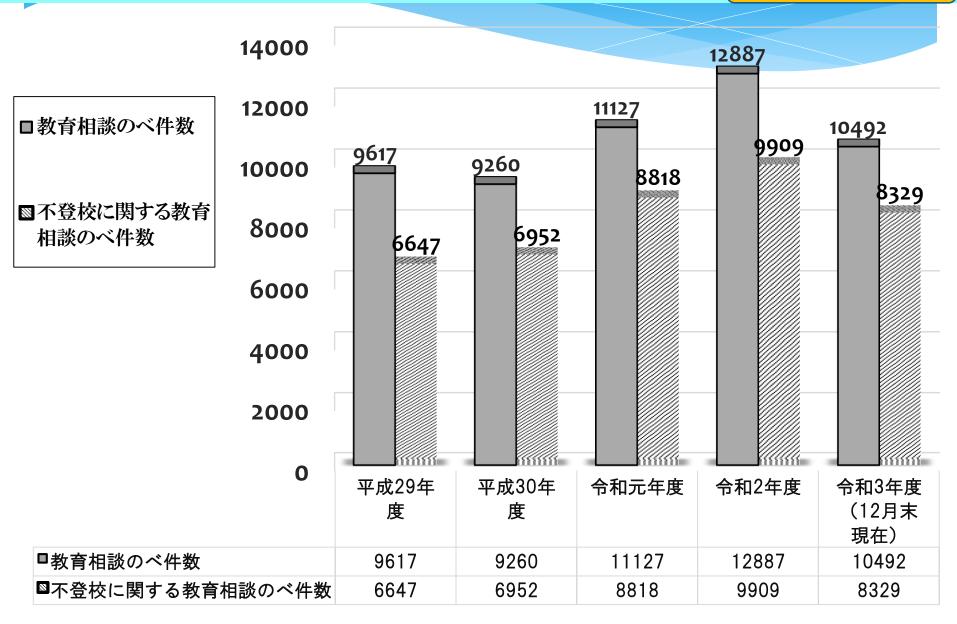
資料1





資料2

(延べ件数 直近5年間)



## 資料3

# 総合的な不登校対策・支援プロジェクト推進計画

- ①不登校児童生徒の欠席状況等の把握
- ② 上尾市不登校対策スタンダードの推進
  - 新規の不登校児童生徒を生みださない各校の組織的取組
  - ・自校の大切な児童生徒であることを念頭においた社会的 自立を目指した支援
- ③ 学校、家庭、関係機関との連携
- ④ 教育センターの教育相談や学校適応指導教室の充実
- ⑤ スクールソーシャルワーカーを活用したアウト リーチ支援体制の充実

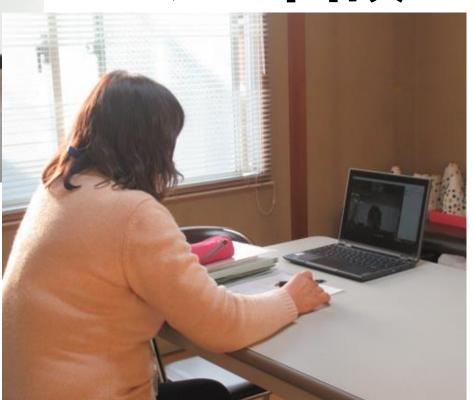


教育センター

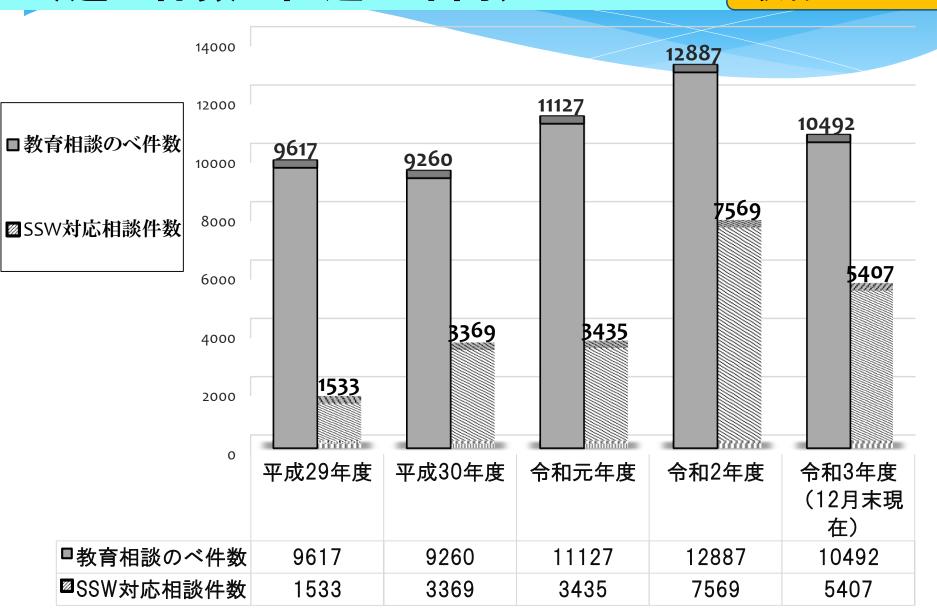


オンライントリル学習

# オンライン面談



# SSW対応相談件数の推移 (延べ件数 直近5年間)



## I-2 いじめの現状について

### いじめ認知件数及び解消件数

(令和4年1月31日時点)



	令和3年度認知	令和3年度解消 (昨年度認知事案も含む)	取り組み継続中(昨年度認知事案も含む)
小学校	647件	483件	290件
中学校	136件	80件	8 3 件

※いじめ重大事態事案(現在取り組み中) 小学校0件 中学校3件

# 令和3年度 第2回 上尾市いじめ問題対策連絡協議会

令和4年2月7日(月) 午前10時30分から正午まで 上尾市役所 7階教育委員室及びオンライン

報告1:令和3年度いじめの防止等のための施策、取組について

資料1 P1

報告2:上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等について

資料2 P2

協 議:令和4年度におけるいじめの防止等のための施策、取組について 資料3 P4

<参考資料>

上尾市いじめ防止等のための基本的な方針

資料4 P5

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則

資料5 P27

上 尾 市 
上尾市教育委員会

### 目 次

報告1:令和3年度いじめの防止等のための施策、取組について 資料1 1 資料2 3 報告2:上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等について 資料3 協議: 令和4年度におけるいじめの防止等のための施策、取組について 5 <参考資料> 資料4 上尾市いじめ防止等のための基本的な方針 6 28 上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則 資料5

and the same and a supplied of the same and an

会具舞賞游市民生

#### 令和3年度いじめの防止等のための施策、取組について

#### 1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策

- (1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会
  - ①第1回 令和3年5月19日(水)※資料送付
  - ②第2回 令和4年2月 7日(月)
- (2) 学校を支援する
  - ①CAP研修会
    - ・7月8日(木) 校長1名 初任者教員21名、臨時的任用教員6名 他市町より異動教員5名
    - ・7月9日(金) 初任者教員10名、臨時的任用教員8名 他市町より異動教員7名
  - ② i c h e c k (6月実施・小学校3年生以上の児童生徒対象)
  - ③上尾市中学校ネットパトロール調査(年間)
  - ④教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」(小学校・中学校)の配布
- (3) 相談しやすい環境を整備 ①子ども・いじめホットライン・ホットメール (年間)
- (4) 家庭・地域・関係団体との連携
  - ①夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム (8月:オンライン開催)
  - ②上尾地区青少年健全育成地域の集い(12月:オンライン開催)
- (5) いじめを許さない気運を醸成
  - ①なかよく楽しい学校生活を送るための標語(11月)
  - ②人権標語・人権作文(5月~6月)
  - ③「いじめを考える授業」オンライン研究協議会(特別活動/小学校) (令和3年11月25日(木))授業者:上尾市立富士見小学校 横山 沙織 教諭

#### 2 いじめ防止等のために学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づいた取組(年間)
  - ①各小・中学校いじめ防止基本方針の学校ホームページ掲載
  - ②いじめ認知報告及び見届け報告(随時)
  - ③いじめに対する「行動宣言」の実施や、「いじめを考える授業」、「いじめが起きに くいクラスづくり」などの取組。
  - ④小学校…「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」の活用
  - ⑤中学校…「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」の活用
- (2) いじめの早期発見
  - ①学校の生活アンケート・児童生徒(毎月)
  - ②子どものサイン発見アンケート・保護者 (学期1回)

### 令和3年度 いじめに関する状況

40	F. 3	学村	~4			Поп	Thomas	_	lical			I Francis		Heresal I	Notice		Desired.	3年12	0.000	198988	
A 1		12月	-	11月		9月	12月		10月		_		_								
		12月	-	9月		9月	12月	_	10月	_			-	-						-	
		2000				9月	11月	-	10月	-44	_					-	-			$\vdash$	
	_	12月		9月		9月	11月		10月										222		
35		12月		9月			11月		10月											-	
-		11月		9月		9月			10月		_					_		100000			
		Annual Park		9月		9月	11月	_	10月												
		11月		9月		9月	11月				-					_					
		11月		9月		9月	11月		10月		-					_					
30		11月		9月		9月	11月		10月	_						_					
		11月		9月		9月	11月		10月									10000 NAMES	200		
2		11月		9月		9月	11月		10月												
1.1		11月		9月		9月	11月		10月	-											
		10		9月		9月	11月		10月												_//
25		10		9月		9月	10月		10月						1000						
		10		9月		9月			10月												
		10		9月		9月	10月		10月			12月									
A 3		10		9月	11.5	9月	9月		10月			12月									
		10		9月		9月	9月		10月			12月									
20	-	9月		8月		9月	9月		10月		578	12月									
		9月		8月	100	9月	9月		10月			12月									
		8月		8月		9月	9月		10月			12月	-1 1								
		8月		8月		9月	9月		10月			12月									
		8月	77===0	8月		9月	9月		10月			12月	S-1380								
15		8月		8月		9月	9月		10月			12月									
-		8月		8月		9月	9月		10月			12月									
		8月		8月		9月	9月		10月			12月									
		7月		8月		9月	9月		10月	12月		12月									
		7月		8月		9月	9月		10月	12月	100	12月									
10	1000	7月		8月		9月	9月		10月	12月		12月									
		7月		8月		9月	9月		10月	12月		12月					<b>***</b>				
		7月		8月		9月	9月		10月	11月		12月									
		7月		8月	12月	9月	9月		10月	10月		12月									
		7月		8月	8月	9月	9月		10月	10月	12月	12月									
5		7月		8月	8月	9月	9月		10月	10月	11月	12月									
		7月		8月	8月	9月	9月		10月	10月	11月	12月									
£.		7月 7月 7月		8月		9月	9月	655	10月 10月 10月	10月 10月 10月 10月	11月	12月 12月 12月									
		7月		8月	8月	9月	9月		10月	10月	11月	12月		繼							
		7月 7月 7月		8月	8月 8月 12月 11月	9月	9月 9月 9月 9月 9月	12月	10月	10月	12月					1888					
		7月		8月 8月 8月	11月	8月	9月	12月	10月	10月	11月 11月 11月 12月 11月	12月									
認知	残13	O-E-	19		60		108		(	57	11	5	0		101			4	85		
解消	/		1	3	36	E	63			33	27		6		57		3	34		58	
月	~R3.3月	4	月	5	月		6月		7	月	8月	9	月	m	10月		1:11	1月		12月	



### 令和3年度 いじめに関する状況

9	~R3.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
消		3	6	2	16	4	12	8	2	15
O	残13	10	20	24	7	0	16	22	12	14
ł	13					-	ļ			
25										
08	【中学校	文】 						令和3	3年12月31	日現在

×	HARMAN CO.
	O月

令和2年度(令和3年3月まで)のものは、左側にまとめている。

令和4年度 いじめ防止等のための施策、取組 予定一覧

資料3

### 1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策

- (1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会(第1回…令和4年5月18日(水)開催予定)
- (2) 学校を支援する
  - ①CAP研修会(6月~7月・初任者教員、臨時的任用教員、 他市より異動管理職・教員対象)
  - ②よりよい学校生活と友達づくりのための心理検査 (6月・小学校3年生以上の児童生徒対象)
  - ③ ト尾市中学校ネットパトロール調査(年間)
  - ★④教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」(小学校・中学校)の改訂
- (3) 相談しやすい環境を整備 ①子ども・いじめホットライン・ホットメール (年間)
- (4) 家庭・地域・関係団体との連携
  - ①夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム

(令和4年 7月28日開催予定)

- ②上尾地区青少年健全育成地域の集い(令和4年11月22日開催予定)
- (5) いじめを許さない気運を醸成
  - ①なかよく楽しい学校生活を送るための標語(11月)
  - ②人権標語・人権作文(5月~6月)
  - ③「いじめ未然防止のための授業」授業研究会(特別活動)

#### 2 いじめ防止等のために学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づいた取組(年間)
  - ①各小・中学校いじめ防止基本方針の学校ホームページ掲載
  - ②いじめ認知報告及び見届け報告(随時)
  - ③いじめに対する「行動宣言」の実施や、「いじめを考える授業」、「いじめが起きに くいクラスづくり」などの取組。
  - ④小学校…「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」の活用
  - ⑤中学校…「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」の活用
- (2) いじめの早期発見
  - ①学校の生活アンケート・児童生徒 (毎月)
  - ②子どものサイン発見アンケート・保護者 (学期1回)

※★は、令和4年度に新たに取り組む事項

# 上尾市いじめの防止等のための 基本的な方針

平成30年2月 上 尾 市

はじめに	1
The second of th	i.
第1 上尾市いじめ防止基本方針の策定	
基本的东西	
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	2
1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策	2
(1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会と役割	2
(2) 上尾市教育委員会の調査組織の設置	2
(3) 上尾市が実施する施策	3
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	5
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	7
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
3 重大事態への対処	1 4
(1) 重大事態への対処の流れ	
(2) 上尾市教育委員会又は学校による調査	1 8
(3) 調査結果の報告を受けた上尾市長による再調査及び措置	1 9
月5年05加平	
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	2 (

#### はじめに

上尾市では、「いじめは決して許されないことであり、また、いじめは、どの学校でも、 どの子供にも起こりうるものである」との認識に立ち、「いじめの根絶」及び「いじめの 早期解消」に取り組んできた。

平成24年8月には「上尾市いじめ根絶対策会議」を開催し、「いじめの根絶」及び「いじめの早期解消」には、児童生徒の実態を常に把握し、迅速かつ組織的に対応すると共に、学校、家庭と連携して、いじめの根絶を目指した取組を一層推進していくことが重要であると確認した。

上尾市いじめの防止等のための基本的な方針(以下「上尾市いじめ防止基本方針」という。)は、これらの推進してきた取組を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### 第1 上尾市いじめ防止基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、 当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推 進するための基本的な方針(以下「地方いじめ防止基本方針」という。)を定める よう努めるものとする。

上尾市は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参酌し、上尾市におけるいじめ防止 等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、上尾市いじめ防止基本方針を定 める。

上尾市いじめ防止基本方針では、上尾市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、上尾市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、上尾市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、上尾市いじめ防止基本方針が、本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

### 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策
- (1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会と役割

(いじめ問題対策連絡協議会)

- 第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、 条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、 都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くこと ができる。
- 2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対 策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県 の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじ め問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を 講ずるものとする。

上尾市は、「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

連絡協議会は、総務課長、子ども・若者相談センター所長、青少年課長、少年愛護センター所長、人権男女共同参画課長、埼玉県中央児童相談所担当課長、上尾警察署生活安全課長、上尾市生徒指導推進協議会長、上尾市青少年育成連合会長、上尾市区長会連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長会長、上尾市中学校長会長で構成する。また、必要に応じて他の者を加えることができる。

会議内容は、次のとおりである。

- ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- イ 上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
  - ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること
- エ 上尾市いじめ防止基本方針が、本市の実情に即して機能しているかを点検するこ と

#### (2) 上尾市教育委員会の調査組織の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との 円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等の ための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関 として必要な組織を置くことができるものとする。

上尾市教育委員会は、「上尾市いじめ問題調査委員会」(以下「問題調査委員会」と する。)を設置する。問題調査委員会は、法第28条(14ページ参照)に定める重大 事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。

問題調査委員会は、調査の公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有し

ない第三者の参加を図る。

#### (3) 上尾市が実施する施策

#### ア 学校を支援する

- (7) 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を推進する
  - ・ いじめについて基本的な共通理解を図るとともに、各段階における適切な対 応について理解させる、研修や演習を通して教師と児童生徒及び児童生徒相互 の日常的な人間関係づくりについて学ばせる等により、いじめを見抜く力と見 過ごさない意識を高め、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。
  - ・ 学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教員用資料の活用と研修会の実施、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や個人面談の実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう指導・助言を行う。
  - ・ いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、資質能力の向上を図る。 全ての教職員の共通理解を図るためにも、年に数回、いじめ問題に関する研修 会を実施するよう働き掛けていく。
  - ・ 定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等を点検・把握し、それをも とに、いじめのない学校づくりのための取組を促す。
- (4) いじめの未然防止のための道徳教育の充実を図る
  - ・ 「彩の国の道徳 道徳教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』~いま、道徳 が『いじめ問題』にできること~」の活用について指導・助言する。
- (ウ) いじめのない学級づくりを支援する
  - ・ 児童生徒の発達段階に応じて、学級診断アセスメント(児童生徒の学級満足度・ 学級生活意欲を把握)を実施し、児童生徒の集団の中での位置の変化を把握し、 いじめの早期発見、早期解消に役立てる。
  - 社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。
- (エ) 児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する
  - · 児童生徒によるいじめ防止活動の成果を普及する。
  - ・ いじめ防止のための望ましい人間関係づくりについての取組を促し、その成果 を普及する。
- ・ 児童生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことを 促す。
- (オ) ネットいじめへの対応を推進する
  - ・ ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発 する。

- ・ ネットパトロールを実施し、そこから得られた注意事項等を学校等に情報提供するとともに、インターネットの使用に関するルールや情報モラルの教育の 充実に努める。
- (カ) 学校評価等実施上の留意点を周知する
- ・ 学校が学校評価等において、いじめの問題を取り扱うにあたり、法第34条 を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮 して行うよう、指導・助言を行う。
  - (注) 児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図る
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、 人権擁護機関等の関係機関との連携等を図る。
- ・ 部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教 員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図る。
- (ク) いじめに対する措置
  - ・ いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に 応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行う。

#### イ 相談しやすい環境を整備する

- (ア) いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、児童生徒及び保護者からのいじめに関する相談に応じる。
  - (4) 相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。
  - (ウ) 児童生徒・保護者・教職員向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。
  - (エ) 児童生徒用「いじめ相談カード」を作成・配布する。
  - ウ 家庭・地域・関係団体との連携を図る
    - (7) 関係団体等とのこれまでの連携を更に推進する
  - ・ 児童生徒が学校以外の仲間づくりができるよう、関係団体との連携を図る。
- ・ 学校と警察との連携を密にすることによりいじめ問題の解決への連携を図る。
  - ・ 学校と警察が連携して、いじめ防止を含めた少年の非行防止教室を実施する。 (平成16年2月23日「学校と警察署との連絡等に関する協定」締結)
- (4) 保護者のいじめに対する意識、理解を深める
  - ・ 保護者向け啓発資料を作成・配布し、家庭におけるいじめを発見する力と対 応する能力を高める。
  - ・ 上尾市教育委員会のホームページに上尾市のいじめ根絶に向けた取組を掲載 し、上尾市の基本的な対応について周知する。
    - (f) 学校応援団や防犯に関わる地域の方々などによる学校とのいじめの情報に関す る連携を推進する。
    - ・ 学校応援団などの通常の活動の中で、いじめの兆候を発見した場合、速やか に連携を図り、対応する。

#### エ いじめを許さない気運を醸成する

- (7) 「いじめ撲滅強調月間」で、重点的に「いじめを許さない」という児童生徒の意識の高揚を図る。
  - ・ 「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」(平成25年12月7日 上尾市「いじ め根絶」中学生サミット)、「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」(平成29年8月25日 上尾市『いじめ根絶』小学生サミット)を周知する。
  - ・ 「なかよく楽しい学校生活を送るための標語 ~いじめをしない させない ゆるさない~」を全児童生徒から募集し、いじめ根絶の意識を高める。
  - ・ いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える 授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじ めに対して自分にできることを考えてもらう機会とする。
- (4) 「子供の人権」の啓発を推進する
- お互いの人権を尊重する意識の高揚を図るイベントや研修会の中で、「子供の 人権」について啓発する。
- (ウ) 児童生徒の主体的な取組を推進する
  - ・ いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権標語の 作成を促進する。
    - ・ 人権作文・標語集を活用し、児童会・生徒会活動や授業等で、児童生徒がい じめ問題について、主体的に考え、話し合う取組を推進する。
  - ・ 「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」、「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」 を活用し、いじめのない学校をつくろうとする児童生徒の心を育てる。

#### 2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

#### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国の基本方針、上尾市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として各学校の実情に応じて定める。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害 者への支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

- ア 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・ 能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包 括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- イ 学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、 それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織 の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。
- ウ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。
- エ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを 学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイク ルを盛り込んでおく必要がある。
  - オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。
  - カ 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。
  - キ 児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。
  - ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施する よう努める。(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)
  - ケ 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体 とした取組を11月にも位置付けるよう努める。
  - コ 重大事態への対処については、埼玉県基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)
  - サ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でい つ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学 校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。
    - シ 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、

保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年 度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

#### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、 当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実 効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置 く。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで 複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家 であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官 経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじ めの問題の解決に資することが期待される。

また、この組織は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を 実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事 案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査を行う組織の母体となる ものとする。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、 養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任 や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。

また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同志の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効である。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

#### 【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを 行う役割

#### 【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、 共有を行う役割

- エ いじめに係る情報 (いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む) があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
  - オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応 方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

#### 【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実 行・検証・修正の中核としての役割
- キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校 内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCAサイクルの実行を含む)

また、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

#### (3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際、上尾市教育委員会と連携 して対処に当たる。

#### ア いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、 いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの 問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこと として捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実 践的な取組を行う。また、その際、

- ・ いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・ いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例(裁判例等)を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめ の法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している 児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境へ の不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、 細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取 り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童 生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生 徒に対する必要な指導を組織的に行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力 を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づく りや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助 長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### (ア) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の 大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決 が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返 る。

また、いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うためには、次の点に十分に留意する。

① 教師がいじめはあるものとの認識を持つ

いじめはないと思い込まず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」 との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童生徒に「いじめは絶対許 さない」ことを常に発信する。

② 目配り・気配り・心配りに努める

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで行われることが多い。そのため、児童生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

③ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、誠意をもった態度が相談しやすい「先生」になる。

#### ④ 保護者との連携及び信頼関係の醸成を図る

些細なことでも、学校での児童生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家 庭の様子を聞くなど、迅速で誠意ある対応が、保護者との信頼関係を醸成する。

#### (4) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、 学級づくりがとても重要であることから、次のポイントを押さえた学級づくりに学校 を挙げて取り組む。

- ① 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。
- ・ 児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。 (「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」)
  - 居場所をつくる。
- 見守る。(「いつもどこかで先生は見守っている。」)
- 基準を示す。(「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうするといいよ。」)
  - ② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。
- 分かる楽しさを与える。(「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。)
  - ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。(「これまで気が付かなかった自分や 級友のよさを先生が教えてくれた。」)
- ③ 児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

#### (力) 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。 逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学 ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、 判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生き る力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立 ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっ ては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

#### (エ) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

#### イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施 や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかし いことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (7) 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト(教職員用)」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。
- (4) 児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。
  - ・ 学校の生活アンケート(児童生徒対象)を毎月実施する。
  - ・ 子供のサイン発見アンケート(保護者対象)を学期に1回実施する。
  - 子供のサインチェックリスト(家庭掲示用)を全家庭に配布する。
- (ウ) 「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「I いじめ防止対策編」も活用する。

#### ウ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込ま

ずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談 する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじ め対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門 機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- (ア) 教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめが生じた際の対応図」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善する。
  - (イ) いじめる児童生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しな がら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめを やめさせる。

いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

(ウ) いじめを受けた児童生徒へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

- (エ) 周りではやし立てる児童生徒への対応 はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。 また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にある ことに気付かせる。
- (オ) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応 いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。 また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

#### (カ) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- 話合いなどを通して、いじめを考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- · 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

#### (キ) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。 ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童 生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害 児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面 談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児 童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校い じめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続 するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、 確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを 踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、 日常的に注意深く観察する必要がある。

#### 3 重大事態への対処

#### (1) 重大事態への対処の流れ

- ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(15ページ参照)
- イ いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったとき は、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生した ものとして報告・調査等に当たる。

学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からない ということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」と いう判断はしないこと。

- ウ 重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告し、報告を受けた上尾 市教育委員会は、上尾市長へ事態発生について報告する。
- エ 当該学校は、法第22条に基づく、いじめの防止等の対策のための組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。
- オ 上記工の調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。(ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。)
- カ 上記工の調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめられた児 童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童生徒や保護者にあ らかじめ説明しておく。
- キ 上記工の調査を行った組織は、明らかになった事実関係をいじめられた児童生徒 及びその保護者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。)
- ク 学校は、上記工の調査結果を上尾市教育委員会へ報告する。その際、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ケ 上記クの調査結果を上尾市教育委員会は上尾市長へ報告する。報告を受けた上尾 市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果に ついての調査を行う。
- コ 上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護 者に適切に提供する。(適時、適切な方法で経過や結果を報告する。)
  - サ 上尾市長及び上尾市教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
  - シ 上記ケの調査を行ったときは、上尾市長はその結果を上尾市議会に報告する。

#### (2) 上尾市教育委員会又は学校による調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

- 第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。) に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
  - 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、 当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大 事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### ア 重大事態の発生と調査

(7) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童 生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、上尾市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態と

しての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重 大事態でないと断言することはあってはならない。

#### (1) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告し、報告を受けた上 尾市教育委員会は、上尾市長へ事態発生について報告する。

#### (ウ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止 に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに上尾市教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行うことを基本とする。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと上尾市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、上尾市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、上尾市教育委員会は 調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を 行う。

#### (エ) 調査を行うための組織について

上尾市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、 当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、問題調査委員会が調査にあたる。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

また、学校が主体となり調査を行う際には、法第22条に基づくいじめの防止等の対策のための組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えた組織が調査にあたる。

#### (オ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と上尾市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への 対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は上尾市教育委員会は、 調査を行う組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、 主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職 員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめられた児童生徒や情報 を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である (例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生 徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等)。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童 生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や 学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、 事案の重大性を踏まえて、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。関係 機関とも適切に連携し、対応に当たる。

② いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能 な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保 護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍 児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏

まえ、上尾市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

- ④ 詳しい調査を行うに当たり、上尾市教育委員会又は学校は、遺族に対して、 調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手 した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針 などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、問題調査委員会が中心となる。必要に応じて、問題調査委員以外に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
  - ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の 影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を 求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合においては、上尾市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
  - ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

また、「彩の国 生徒指導ハンドブック」の「II 自殺予防対策編『資料』」 も参考にする。

#### (キ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の 児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあり、時には事実に基づ かない風評等が流れる場合もある。学校及び上尾市教育委員会は、児童生徒や保 護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、 予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

#### イ 調査結果の提供及び報告

(7) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、 当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

上尾市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、 事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、上尾市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生 徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先 立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が調査を行う際、上尾市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

#### (4) 調査結果の報告

調査結果については、学校に係る調査結果は上尾市長に報告する。

上記(7)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて上尾市長に提出する。

#### ③ 調査結果の報告を受けた上尾市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合に は、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地 方公共団体の長に報告しなければならない。 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

#### ア 再調査

法第30条の規定による報告を受けた上尾市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査(以下「再調査」という。)を行う。

この調査は、上尾市長が設置した附属機関等が行う。

再調査についても、上尾市教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、 いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があ るものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### イ 再調査の結果を踏まえた措置等

上尾市長及び上尾市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任 において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生 の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、上尾市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、上尾市長が設置した附属機関等において、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

上尾市いじめ問題対策連絡協議会において毎年度、上尾市いじめ防止基本方針にある 各施策の効果を検証し、上尾市いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、 必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

### 上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則 (趣旨)

第1条 この規則は、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する 条例(平成26年上尾市条例第24号。以下「条例」という。)第10 条の規定に基づき、上尾市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」 という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

- 第2条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とする。
- 2 定例会議は、毎年度、2回これを招集する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合において、これを招集する。 (その他)
- 第3条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

to a contract property of the contract of the

## 令和3年度

## 上尾市のいじめ防止等へ向けた施策、取組に係る

## 別冊資料

I	CAP研修会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
II	i-check · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	P 2
Ш	上尾市中学校ネットパトロール調査 ・・・・・・・・・・	P 3
IV	子ども・いじめホットライン・ホットメール・・・・・・・	P 4
V	夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム・・・・・	P 5
VI	上尾地区青少年健全育成地域の集い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
VII	なかよく楽しい学校生活を送るための標語・・・・・・・・・	P 7
VIII	人権標語・人権作文 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
IX	令和3年度「いじめを考える授業」オンライン研究協議会・・・	P 9
X	月例児童生徒のいじめに係る状況調査書 ・・・・・・・・・・	P10
XI	学校の生活アンケート 様式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 7
XII	いじめのない学校を目指して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2 0

## II 「i-check」 よりよい学校生活と友達づくりのための心理検査

1 実施時期 令和3年6月

2 実施校 市内小・中学校

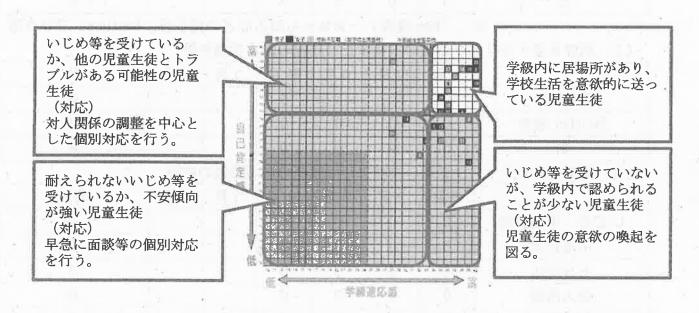
3 対 象 小学校3年生以上の児童生徒

#### 4 特 徵

- (1) i-checkは、「自己肯定感」「規範意識」など、様々な視点で、子供たちの個性や今の心の有り様を立体的に描き出す調査である。
- (2) 第1カテゴリーとして4つの項目「自己認識」「社会性」「学級環境」「生活・学習習慣」が設定されており、更にその下位に19の質問群が設定されている。子供たちの学校生活におけるパフォーマンスに影響を及ぼすと思われるあらゆる因子を同時に測ることで、子供たちの行動の背景にあるものを、多面的に解釈することが可能となっている。
- (3) 結果帳票としては、「学年の概要」「クラスの概要」「リスクマネジメント票」「個人別―カテゴリー結果―覧」「個人別―回答結果―覧」「質問別―回答構成比」「個人票」がある。

## 5 分析例 (クラス概要)

※クラスの状況を確認する資料。カテゴリーの状況や、子供たちの心の安全、 クラスの成長力、クラスへの愛着を確認することができる。



## 6 活 用

- (1) i-checkの調査結果を受け、学級担任が気になる児童生徒と面談を行うなど、いじめの未然防止に役立てる。
- (2)学級の現状を把握し、いじめを発生させない学級経営の改善に役立てる。

## Ⅳ 子ども・いじめホットライン・ホットメール

#### 1 設置目的

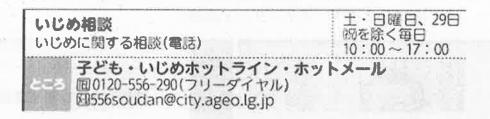
いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子 ども・いじめホットメール」で、市内児童生徒および保護者から のいじめに関する相談を24時間受け付ける。

#### 2 広報活動

(1)「いじめ電話相談カード」を小学校1年生に配布



(2) 広報「あげお」に掲載している。



## 3 活 用

ホットライン・ホットメールに入った情報は、学校へ情報提供するなど、いじめの早期発見、早期対応に役立てている。

令和3年度相談件数

・いじめホットライン4件 ・いじめホットメール0件 (令和3年12月末時点)

## VI 上尾地区青少年健全育成地域の集い

1 **主 催** 上尾市教育委員会 上尾地区学校警察連絡協議会 上尾市生徒指導推進協議会

#### 2 趣旨

児童生徒の非行・問題行動の低年齢化・広域化の傾向が顕著であり、規範意識の欠如に 起因する非行も増加し憂慮すべき状況にある。これらの背景には家庭や学校内外の要因が 絡み合っていることから、学校と教育関係諸機関並びに諸団体との連携を強め、生徒指導 をより効果的に推進するために、青少年健全育成地域の集いを開催するものである。

- 3 開催方法 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、「YouTube による限定公開」機能を活用したオンデマンド配信で実施
- 4 視聴期間 参加者は、令和3年12月1日(水)から令和3年12月28日(火)までの期間中に視聴

#### 5 次 第

- (1) 主催者代表あいさつ 上尾市教育委員会教育長 池野 和己
- (2) 講演会 演 題 「コロナ禍を超えて生きていく子供たち」 都留文科大学 講師 早川 惠子 氏
- (3) 事例発表

ア 大石中学校区生徒指導連絡協議会

イ 瓦葺中学校区生徒指導連絡協議会

ウ 県 立 上 尾 高 等 学 校

馬場 直樹 教諭

鈴木 亮輝 教諭

八木 草太 教諭

染葉 幸枝 教諭







令和3年度 瓦竇中学校区 生徒指導連絡協議会 活動報告

瓦葺中学校区 生徒指導連絡協議会





## Ⅲ 人権標語・人権作文

#### 1 目 的

児童生徒の人権意識の高揚を図り、身の回りの様々な人権侵害や差別の問題に正しく対処できる人間を育成するため、児童生徒の日常生活や学習経験に基づいた人権に関する作文や標語を募集する。

#### 2 応募総数

- (1) 標語の部 15,590点
  - (2) 作文の部 14, 238点

#### 3 入賞作品

#### (1) 標語の部

-/ DICHE	The second secon					
学年	標語	氏	名	学	校	名
小1	つかおうよ あいてもぼくも うれしいことば	菅 原	新汰	平	方 北	小
小2	見つけよう 人とじ分の いいところ	新田	遥 大	西		小
小3。	それいいね ひととのちがい みとめ合い	本田	大 智	鴨	Л	小
小4	気づいても 言えないぼくも いじめてる	尾形	俐斗	平	方 東	小
小5	勇気出し 声かけつみ取る 不安の芽	山本	莉 緒	芝	JII	小
小6	ふくらまそう 笑顔と勇気の ふうせんを	木原	寧々	大	. 谷	小
中1	個性はね 人生最初の プレゼント	比嘉	聖梨愛	東		中
中 2	広めよう 陰口よりも 陽口(ひなたぐち)	長井	優志	東		中
中 3	「相談する」 その選択は 逃げじゃない	平野	美 咲	大	石	中

#### (2) 作文の部

学年	題名	氏	名	学	校	名
小5	男らしさ、女らしさ	岡田	尚也	西		小
中3	なりたい自分になれる世界	生田	佳奈美	上	尾	中

#### 4 配布物

全児童生徒に人権作文・標語集を配布している。



## いじめ発生・認知

## 様式A (月例一覧)

- 認知した全てのいじめについて記録する。
- 認知したらその都度記録しておく。
- **提出は月1回**。翌月課業日**1日目までに**提出する。

【様式 A のみで報告する要件】加害者が単独で、以下のような場合。 〇冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる。

〇軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。 〇嫌なことをされる。



## 様式B(速報概要)

- 様式Aのみで報告する要件に当てはまらない事案に ついて作成する。
- 認知後、1週間以内に提出する。



## 様式C(速報詳細)

- いじめ重大事態として対応する事案、深刻な事案に ついて作成する。
- 認知後、1週間以内に提出する。

## 解消

少なくとも3ヶ月を目安として

- ○いじめの行為が止んでいる
- ○いじめを受けた本人が苦痛 を受けていないことを本人 に確認
- ○本人が苦痛を受けていない ことを**保護者に確認**

## 確認後、報告

●翌月課業日<u>1日目までに</u> 様式Aで提出する。

#### ※ただし、

様式Cを提出した事案は 見届け報告等を随時提出 し、解消確認後速やかに 提出する。

いじめの認知・解消 報告先 ijime@city-ageo.ed.jp

## <様式A-2>様式Bで報告の事案(月例一)

## 令和3年度 〇月〇日時点 いじめ認知・解消報告(月1報告・翌月課業日1日目までに提出) 〈専用アドレス jjime@city-ageo.ed.jp〉

月末日入力 提出時、毎回更新

学校名	上尾市立	学校
校長名		
報告者	+	

記入6	女援児童	生徒	パ今生	特重生徒	回目の報告に	<b>*</b>	2	年 4	2	名前 □□ □□ほか2名	性別	様式C の 報告	3 ケ 月	本人確認	<b>保</b>	年	月	B
1	女援児童	学級の生徒が	の児童	生徒	は、特と記入す		2	4	2	口口 口口ほか2名	男							_
	支援児童	学級の生徒が	の児童	生徒	は、特と記入す		2	4	2	ロロ ロロほか2名	男							
特別3	児童	生徒	パ今生	F度何	回目の報告に	たる。	7											
特別3	児童	生徒	パ今生	F度何	回目の報告に	ける。	_/			//		11	١,	· RE	消費者	1 1035	の条件	
	児童	生徒だ	八今年	F度何	回目の報告に		_\.			-/-				1 3 2 2	3ヶ月以 本人が	上経 苦痛を	風 感じて	
該当!	- 1				めた回数)	なるか	心記入	する。		/- \		- 1		3 1	呆護者 を感じ		人がきいことの	
					加害児童と記入する		が複数	の場	合、「(	) 0000læかE	名」			クし		解消日	ヽてチェ を記入	
	<																	_
令和方	元年	度認	知															
1													- 5				7	
令和2	2年/	<b>支認</b> 分	ED													-		
1										3 11.0		m Z-						
令和3	3年	生認分	#ID						V. V.		_	411						-
1,		T	T							- 31								
2		7								2							· (a)	
3	1	1			16													
4																		
5		7						-										
6				٠.														
7													. 1					
В							_			T 4 11.	1						1	
9						,							*:					
10								3										

※欄が足りなくなった場合は、シートをコピーせず行を挿入して報告する。

⑤いじめ	発見のきつ	かけ(割	当する項	[目に√を入	れてくださ	い)				
	教職員等	による発	見		アンケー	ト調査	30.00		本人から	の訴え
	保護者か	らの情報	₹ .		周囲児童	生徒から	の情報			
⑥学校の	対応(対応	した項	目に√を入	れてくださ	(1)		1 2 7			
	いじめを	受けた児	童生徒へ	の聞き取り						
	いじめた」	尼童生徒	への聞き	取り				11 -2		
	いじめ対抗	策会議等	の実施	(管理職へ	の報告・連	絡等を含	みます)			
	児童生徒	の謝罪の	り場の設定	Ē						
	いじめを受	けた児童	生徒の保証	<b>養者への連絡</b>		家庭訪問		電話連絡		
	いじめたり	見童生徒	の保護者	への連絡		家庭訪問		電話連絡		
	いじめを受	けた児童生	<b>上徒の保護</b>	者との話合い		家庭訪問		保護者来校	(回数)	
	いじめたり	見童生徒	の保護者	との話合い		家庭訪問		保護者来校	(回数)	
	その他				N .					
@#44 @		100 26 2		A / 4+-b-1	A \ / Art YELLIN	Watt	L±0#- ***	<b>炒炒→ 17</b> 1.1	4 - 1.44	\$ 7. ++\
V				れてくださ						
	校長		教頭	. 🗆	主幹教諭		教務主任		学年主任	
	担任		生徒指導主	Œ 🗆	養護教諭		さわやか相談員	- 4		
	その他		100							

#### <様式C> 新規 児童生徒のいじめに係る報告書

◆本様式に該当する事案については、速報(いじめ認知時)を電話にて、指導調 へ報告願います。

記入例

◆いじめ認知後、1週間以内に、様式Bと併せて本票の提出をお願いします。

学校名	上尾市立 〇〇	学校		報告者		教頭·	00	00		
校長名	00 00		. 1	報告日	令和	年	月	日	(	)

#### くいじめ重大事態の基準>

- ・いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき (年間30日を目安とする)
- ・いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったとき

いじめの認知」	令和	年 月	月()	いじめ重大事	態の対応	有	í (#)	
2 年	1 組	いじめを5 児童生徒の	受けた D氏名 (A)	上尾 太郎			男	
担任氏名	00	00	Aの欠席状況	前々月	前月	16	今月	
超压风名 00		AUXIMAD		2	0		1	
<b>〈第1報〉</b> 1 いじめを認 及びいじめ 「いつ」「誰が のように」を ください。	の状況	ス内でいじめ 会後に A から 報告をし、い 6 時頃、 A の 確認した。 いじめの内容	)に行った学校生を受けている旨の を受けている旨の 話を聞く。担任 じめ対策会議を行 保護者(母親)へ は、同じクラスの 「キモい」「うざ	の相談があった は、いじめと認 うった。担任は 、連絡した。状 の△△△△(以	。それを受け、 窓知し、すぐに 校長の指示を受 兄を説明し、家 下 B)、□□□	担任を使いている。	が帰りの ・教 日午後 の様子を 以下 C)	
2 学校の対応 *Aや保護者への *加害児童生徒や *加害児童生徒か *今後の指導予定	対応 保護者への対応 らAへの謝罪	悪口の事実を の保護者へ連 〇日(水)に 罪を行った。 Aに対しては	担任と2学年主任認め、指導をした。 絡をした。 担任、2学年主任 、担任及びさわる も相談できる体制	た。その日の午 任、教頭同席の Pか相談室と連	後 5 時頃、担何 もとで B と C: 焼を取り、重点	王から から A	B と C A への謝	
<第2報> 3 見届け報告 *対応・指導後に 合、追加記載の	変化があった場	(金) 以降は	受けた翌日の〇日 、普段と変わらか 親には、担任から	ない様子で、休	まず元気に登	交でき	ている。	

#### <解消報告> ◆解消日後、速やかに上尾市教育委員会指導課へ報告願います。

いただいている。

 解消日
 令和
 年
 月
 日()

 (解消理由)
 ○月○日(○)に担任、教頭同席のもとでAに聞き取りを行い、Aに対するいじめの行為が止んでいて、Aが心身の苦痛を受けていないことを確認できた。また、○月○日(金)に担任がAの保護者と面談を行い、Aが心身の苦痛を受けていないことを確認できたため解消と判断した。

#### 解消報告の3つの条件 認知後、少なくとも3ヶ月を目安として、

①いじめの行為が止んでいる

ださい

- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を受けていないことを本人との面談等により確認できた
- ③いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を受けていないことを保護者との面談等により確認できた 場合とする。

## 学校の生活アンケート(中・高学年用)

※ このアンケートは、みなさんが楽しく元気に学校生活を送ることができるよう、みなさんと先生がいっしょになって考えるために行うものです。心の中のことなどを正直に答えてください。

( 月から 月ころのできごと)

1 自分に当てはまるときはOを、当てはまらないときは×をつけてください。

番号	項。目	O ×
1	学校生活は楽しい。	
2	こまったときに親や先生、友だちなどそうだんする人がいる。	
3	いやなことがあり、学校に行きたくないと思う日がよくある。	
4	いやなことがあり、朝からお腹がいたかったり、頭がいたかったりする日が多い。	
5	自分の持ち物をかくされたり、こわされたりすることがある。	
6	自分の名前が黒板や教室のかべなどにらくがきされていることがある。	
7	友だちに、自分のお金や持ち物をあげたりすることがある。	-
8	クラスの人に話しかけたときに"むし"されることが多い。	
9	何か失敗をしたり、まちがえたりすると、クラスで笑われることがある。	
10	なかまに入れてもらえないことがある。	
11	係の仕事などを押しつけられることがある。	l,T
12	いやな気持ちになる言葉を言われることがある。	
13	かげ口を言われたり、とおくで笑われたりしていることがある。	E+
14	友だちからたたかれたり、けられたりすることがある。	
15	けいたい電話・スマホのSNSサイト(ライン、ツイッター、フェイスブックなど)に悪口などを書かれる。	II. "
16		01.
17		
18		
19		
20		

2 あなたのまわりで、いじめられていたり、だれかをいじめたりしている人を見たことが ありますか。あなたのまわりで、クラスや友だちのためにがんばっている人はいますか。 いましたら、内容をぐたいてきに書いてください。

〇自分の名前を書いてもいい人は書いてください。(名前

## 上尾市「いじめ根絶」小学生の誓い

- ・相手の気持ちを思いやります。
- いじめを止める勇気を持ちます。
- ・困ったら周りの人に相談します。

令和2年4月

教師用指導資料 (小学校用)

## 

#### 上尾市教育委員会

いじめにより児童生徒自らがその命を絶つという痛ましい事故が相次いで発生しています。いじめは決して許されないことであり、また、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものです。この教師用指導資料は、学校がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速かつ組織的に対応し、いじめのない学校を実現するために作成しました。

## いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号)

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等 当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は 物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを 含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を 感じているものをいう。

## いじめの「7つの特徴」は

- 1 いじめの初期は、言葉の暴力から始まる
  - きもい・うざい・死ね・むかつく・ださい・ばい菌・くさい・ガイジなど
- 2 いじめとふざけの境界線がわかりにくく事実が見えにくい
  - ・プロレスごっこやふざけっこなどの遊びなどから、罪悪感がなく発展する
- 3 集団化してくる
  - ・いじめられることを恐れ、いじめる側が集団化してくる
- 4 長期化すると陰湿化・悪質化する
  - ・いじめに気付かないと、執拗に、巧妙に長期にわたっていじめを続ける
- 5 場面が変われば立場も変化する
  - ・小学校ではいじめる側だったのに、中学校では自分がいじめられる
- 6 犯罪行為や不登校、自殺にまで追い込んでしまうことがある
  - ・暴行、恐喝、傷害等の加害や、被害者を不登校、自殺にまで追い込んでしまう
- 7 教師の言動や姿勢がいじめを誘発することがある
  - ・教師の不用意な発言や児童生徒への接し方が、児童生徒をいじめの対象にしてしまう

## いじめのサインを見逃さない、場面ことの具体的な登録点とは

## ◎ 以下の項目に当てはまる場合は、直ちに児童生徒に声をかける。

#### 【登校 財●登校時刻が遅れがちである。

- ●表情が暗く、あいさつの声が小さい。
- ●服装が汚れたり破れたりしている。

## 【健康観察】 ●遅刻や欠席が続いている。

- ●腹痛や頭痛が続いている。
- ●話しかけても目を合わせようとしない。

## 【授業中】 ●おどおどした様子が見られる。

- ●発表を笑われたり、からかわれたりしている。
- ●班やグループを作る時に孤立している。
- ●提出物や学習用具を続けて忘れる。
- ●机が離されていたり、配布物がとばされたりしている。
- ●教科書やノートに落書きが多く見られる。

## 【休み時間】 ●遊んでいるときにも笑顔が少なく、表情が暗い。

- ●周りから、ちょっかいを出されている。
- ●職員室や保健室に出入りすることが多い。
- ●人目の付かない場所に行くことが多い。

## 【給食・清掃】●給食配膳時に避けられる様子が見られる。

- ●給食の食べ残しが多い。
- ●周囲の友だちと会話が弾まない。
- ●準備や片付けなど、仕事を押しつけられている。
- ●清掃時に机を運んでもらえない。

## 【 下 校 】 ●下校時刻になっても学校に残ろうとする。

●一人で帰ることが多い。

## 【その他】●作品や掲示物、机等に落書きや破損が見られる。

- ●持ち物等が隠されたり、なくなったりすることがある。
- ●欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。
- ●日記等に、嫌だったことなどをよく書いてくる。
- ●急激な成績や学習意欲の低下が見られる。

## 【取組例 1】 いじめ対策支援チームによる対処

5年生男子数名が、運動会を機に学級内の気弱な児童に対して、からかいや挑発をして興奮させ面白がる傾向が見られた。担任は、しばらく様子を見ることにしたが、からかいはやまず、数日後、いじめられている児童の保護者から相談を受けた。

- 1 担任は学年主任とともに、保護者から話を聞き、いじめをなくすために指導することを約束した。
- 2 担任と学年主任は、教頭、主幹教諭に報告し、今後の対処の指示を受けた。
- 3 校長は、教頭から報告を受けるとともに、「いじめ対策支援チーム」を開催して対処に関する役割分担を決めるよう指示した。
- 4 「いじめ対策支援チーム」で、それぞれの役割分担を次のように決めた。
  - ア 担任と児童の元担任が、いじめを受けた児童と保護者から状況を聞く。
  - イ 学年の教員が、学年主任や主幹教諭、生徒指導主任等とチームを作って、い じめに関わった児童一人一人から事情を聞く。
  - ウ 担任が、いじめられている児童に近い友だちから状況を聞く。
- 5 「いじめ対策支援チーム」で、事実関係の報告を聞き、指導の方針を決定した。 ア いじめに関わった児童といじめられた児童に対して、複数の教員で個別に指 導する。
  - イ 担任と学年主任等のチームで、いじめを受けた児童の保護者の思いをよく聞くとともに、学校の方針を伝え、保護者の協力を得るようにする。
- 6 学級通信や保護者会を通して、保護者にもいじめの問題を自分のこととして捉 えてもらった。
- 7 学年の教員を中心に経過を観察した。

## 【取組例 2】 いじめのない学校を目指して

## いじめのない学校を目指して、学校・学年で組織的に計画的に取り組んでいる。

- 1 学習規律や生活規律の定着を目指して、規律ある態度の育成に全校で計画的に取り組んでいる。
- 2 学級を超えて少人数指導を実施し、一人一人のよさを伸ばす学習形態を工夫している。学年の教師が全児童を指導する体制の確立に努めている。
- 3 学校・学年行事で児童の自主的活動の場を設けて、学級・学校生活を充実させる。また、清掃活動などボランティア活動に取り組んでいる。
- 4 学校生活の中で、互いに助け合ったり協力し合ったりする活動を全校で推進している。(休んだ友達への手紙、縦割り集団の活動、誕生日の色紙など)
- 5 学級遊びなどを通して、教師と児童、児童同士の人間関係づくりに努めると ともに、日頃の児童の気になることを把握して指導記録カードに記録し、指導 に生かしている。
- 6 遊びの中で横行していた一部の児童の自分勝手な行動によって起こるトラブルを、その都度自分たちで解決させている。
- 7 教育相談週間を設け、学級担任が個別面談を通していじめやいじめの兆候について情報収集や実態把握をしている。
- 8 いじめが生じた際は、「いじめ対策支援チーム」で対応や指導方法について話し合い、迅速に対応している。
- 9 保護者の授業参観日を多く設定するなど、保護者が来校する機会を多くしている。

主に次の場面を中心に話合うことにする。

- ① 選手の悪口に対して、加奈子が必死で反論する場面 ファンと楽しく会話したいと思っていたのに、選手を悪く言う人たちが許せないと いう加 奈子の気持ちを考える。
- ② 挑発にのって自分を見失っている場面 加奈子の書き込みを注意され、自分が責められるのか理解していない加奈子の問題 点を考える。
- ③ ファンの人からの意見を聞いて、加奈子が考えた場面 相手の立場を考え、他者からも学び、広い心で自分の価値を広げようとする加奈 子の気持ちについて考えさせる。

以上の理由から、本主題を設定した。主人公の立場をいろいろな見方や考え方があることを 議論させることにより多面的・多角的に考えさせ、これまでの自分の行動を振り返り、これか ら寛容に行動することが円滑なコミュニケーションにつながることを実感させたい。よりよい 関係を築くためには様々なものの見方を受け入れることも必要で、寛容な心をもって謙虚に学 び、行動しようとする心情を育てたい。

#### 4 学習指導過程

段階	学習活動・主な発問	予想される生徒の発言・反応	・指導の留意点 *評価の視点
導入 (5公	<ol> <li>アンケートの結果から、現状をつかむ</li> <li>アンケート結果紹介</li> </ol>		<ul><li>・事前アンケートを実施 し、クラスの現状を知 る。</li></ul>
分	ネットモラルに関するア ンケート結果を見て、身 近なインターネット上の 経験について思い起こさ せる。		<ul><li>アンケート結果には出て いないが、実際のトラブ ルを知り、生徒に問題意 識をもたせる。</li></ul>
	①SNSへの書き込みを読んだことがあるか。はい○○人いいえ○○人の子き込みを読んで嫌な気分になった内容。	<ul><li>・SNSでトラブルになったことがある。</li><li>・書かれている内容を読んで怖い。</li><li>と感じたことがある。</li><li>・使ったことがないので、詳しくは知らない。</li></ul>	<ul><li>・いいえがいるので実生活に置き換えて発問する。</li><li>・なぜ、このようなことが起こるのかと問いを投げかけて、めあてを確認する。</li></ul>
展開(30分)	(2) 本時のめあての確認 本時のめあて:人との 2 教材「言葉の向こう に」を聞き、主人公加奈 子の行動を考える。	関係を築いていくときに、大切なこ	とを考えよう

8	して残ってしまうので、実生	
*	活と同じ態度を取ることはで	THE RELEASE
	きないかもしれない。	a line of
	・根拠のない誹謗中傷はよくな	
	いが、一人一人違う考えを持	
	っているので、自分と意見が	
> "	違うからと言ってすぐに批判	production in the land
	するのもよくないと思う。だ	
	から、実生活でも、ネット上	6 6
	でもよくわからない人とは関	
	わりたくない。相手の考えを	
	理解するのも大切だけど、自	
	分の身を守ることも大切だと	
	思った。	

## 5 他の教育活動等との関連

総合的な学習 の時間	・持続可能な社会の実現を目指して									
外国語科	・教材名「So Many Countries, So Many Customs」 ホームステイの体験を通して、「相互理解」の心を育む。									
国語科	・教材名「字のないはがき」「大人になれなかった弟たちに」 様々な登場人物の心情を読み取り、立場の違う人の考えを認められる心を育 む。									
数学科	・他者の考えや思いを素直に受け止め、互いの関わりあいを通して、より良いも のを作り出そうとする心情を養う。									
社会科	グローバル化が進む世界									
事前指導	・帰りの会でアンケートを実施し、「相互理解や寛容の心」について生徒の実態 を把握する。									
道徳科	・教材名「言葉の向こうに」 立場の違う考えを尊重し受け入れることの大切さを理解し、寛容な心や謙虚な 態度を育てる。									
事後指導	・帰りの会で「私たちの道徳」のP.76『人物探訪』を読み、偉人から学ぶ姿勢を 育む。									
家庭との連携	<ul><li>・本時の授業内容や生徒の感想を学級通信で紹介し、家庭でも謙虚に他者に学び 寛容の心をもつことについて話題にしてもらう。</li><li>・三者面談時に、学校生活や家庭での様子を共有し成長を認め合い、今後の学校 生活が前向きに取り組めるようにする。</li></ul>									

## 第6学年〇組 学級活動(2)指導案

1 題材 「いじめをなくすために」 内容 (イ) よりよい人間関係の育成

#### 2 児童の実態と題材設定の理由

#### (1) 児童の実態

本学級の児童は明るく素直な児童が多く、男女共に仲の良い雰囲気である。毎月行っている学校生活アンケートでは、これまで本学級でいじめが起きていることは認められていない。しかし、他クラスとの友達関係で「SNS上で悪口を言われた」、「グループを外された」等の問題は起きており、学年で協力して指導にあたってきた。児童のいじめに対する認識や、いじめに関する経験を把握するために、事前アンケートを実施した。

アンケート項目	結	果
1 あなたはこれまでに、いじ	hb. 001	
められたことがありますか。	はい〇〇人	いいえの〇人
2 あなたは、どんなことを	かげで悪口を言う こそこそ	話を言う
「いじめ」だと思いますか。	仲間はずれにする	
	暴力(ぶつ、蹴る、ひっかく)	
	物をとる、隠す、壊す	1211
	差別	
	本人がいやだと思えば、その時	点でいじめ」
	いじめを見て見ぬふりをする」	
3 いじめは、なくなると思い	はい〇〇人	いいえ〇〇人
ますか。	〈理由〉	〈理由〉
5,7%	・自分の周りでこれまでいじ	<ul><li>一度なくなっても、また線</li></ul>
	b and a contract of	り返される
	*´'   を見たことがない	<ul><li>先生のいない所や見えない</li></ul>
	・人がやっていることは止め	ところではなくならないと
	6	思う
	れる	<ul><li>心り</li><li>人間だから、0にはならな</li></ul>
	・いじめるのではなく、うま	・人間にかり、ひにはなりな
	・いしめるのではなく、うま	
	間よっトミルトルパナノナ	・人間関係でうまくいかない
	関わるようにすればなくな	時は絶対ある2
	3	<ul><li>いじめだと自覚しないで、</li></ul>
3.x	・一人一人のことをしっかり	いじめになってしまうこと
The second second	分	がある2
	かってあげればいい	
	・毎月アンケートをやってい	
	3	
	から、早く気付けるはず	
4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A 4 A	・わざとやっているいじめは	
	なくせる	

(令和○年○月○○日実施 ○名欠席)

きるということ、本人は自覚していないことでもいじめが生まれてしまうということを知っている(下線部2)。事実、〇〇〇小学校でもいじめは0件ではない。自分と気の合わない相手がいたり、仲が良くても友達の発言にカッとなってしまったりすることも現実にある。そこで、いじめに繋がる心は誰しもに芽生えることを踏まえつつ、本時ではいじめ行為が起きてしまう心理的な要因を考えさせ、いじめが生まれやすくなるポイントを全体で共有したい。そして、自分も誰かをいじめない、いじめをさせないためには友達とどのようなことに気を付けて付き合っていけばいいか話し合いたい。そのために、いじめの定義である相手が苦痛を感じていることが既にいじめを生んでしまっているのだということを、事前指導において、学級全体で共通認識しておく必要がある。そして、これから自分自身も誰かをいじめない、いじめを許さない、という思いをもてるように前向きな姿勢で話合いに参加させたい。

#### 3 評価規準

日常生活への自己の適応に関す	日常生活への自己の適応に関す	自己の生活をよりよくするため
る諸課題の改善に向けて取り組	る諸課題を認識し、解決方法な	に、見通しをもったり振り返っ
むことの意義を理解し、健全な	どについて話し合い、自分に合	たりしながら、自主的に課題解
生活を送るための知識や行動の	ったよりよい解決方法を意思決	決に取り組み、他者と信頼し合
仕方を身に付けている。	定して実践している。	ってよりよい人間関係を形成し
		ようとしている。

#### 4 学校研究主題との関連

- (2) 手立て

#### 5 事前の指導

児童の活動	○指導上の留意点	<ul><li>◎目指す児童の姿</li><li>【観点】 (評価方法)</li></ul>
事前アンケート に答えて、これま での経験を振り返 る。	<ul><li>○これからも皆が安心して学校に通えるようにするためにアンケートをとるのだという意図を伝え、児童が真剣に答えられるようにする。</li><li>○過去にいじめに関する辛い経験をしている児童もいるので、無理には聞き出さないようにする。</li></ul>	

- ・勝手に本人の写真を流 す。
- 5 いじめが生まれやす くなる場面を話し合 う。
- ・ちょっとふざけてしま った時。
- ・相手のことを考えず 120
- ・みんながやっているか らいいと思った。
- ・イライラしていたか 50
- ・自分の仲のいい友達と グループをつくりたく て。
- 6 いじめを生まないた めの、解決策を話し合 う。
- <普段からできること>
- その子が嫌がることは しない。
- ・乱暴な言葉は使わな
- 小さなことでも「あり がとう」を言う。
- ・友達がクラスの仕事等 をしていたら手伝う。
- ・勉強で困っていたら、 教える。
- <友達の言動にイラっとし た時>
- ・言っていい言葉か考え る。
- ・少し距離を置いて冷静 になる。
- 「だめだよ。」と正し いことを言う。

- ○どのような気持ちの時にいじめを「ワーク 生む行動をしてしまうのか考えさ せるようにする。
- ○考えが浮かばない児童へは、本時 までに見てきたいじめに関する動 画を思い出させ、何が原因だった か考えさせるようにする。
- ○「いじめるつもりはなくて、ふざ けていただけだった」といういじ めの原因もあることに注目し、友 達との付き合い方に問題がある と、いじめが生まれてしまうこと に気付かせるようにする。
- ○いじめを生まない友達関係を築く ためには、どのようなことに気を 付け、直していったらいいかを考 えさせるようにする。
- ○最初は一人で考えた後に、友達と グループで話し合い、最後に全体 で考えを共有する。その際に、似 ている考えや違う考え等、分類し て整理できるようにする。
- ○「友達に優しくする」というよう な抽象的な解決策ではなく、「友 達が一人でいたら、どうしたのと 声を掛ける | 等具体的に書けるよ う声掛けをする。

シート 付箋

ホワイ トボー F.

## 上尾市「いじめ根絶」小学生サミット

あげおし

ごんぜつ

ちか

# 上層前いじめ機能小学生の誓い

私たちは、いじめをなくし、みんながなかよく楽しい学校をつくります。上尾市の全小学校・全児童は、ここに「いじめ根絶」の学校をつくることを誓います。

## あいて きも 相手の気持ちを思いやります

いじめられているかどうかは、**和手が決めることです。和手のことを**考え、 **意いやりの心をもって、みんなにやさしく、みんなとなかよくします。** 

## いじめを止める勇気をもちます

いじめで困っていたり、悩んでいたりする父を選んで聞けます。一歩踏み出す勇気をもって、仲間と聞け合い、声をかけ合っていじめを止めます。

## こま 困ったら周りの人に相談します

いじめは一人だけでは解決できません。困ったら、装建や光生、家族など 間りの人に話します。いじめを絶対に許さない雰囲気をつくります。

平成29年8月25日

## いじめに気付くためには

○ いじめはあるものと思う

いじめはないと思い込んでしまうと、見えるものも見えなくなる。教職員 一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的 に観察を続け、生徒に「いじめは絶対許さない」ことを常に発信する。

○ いじめは教師の目の届かないところで多く行われる

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など 教師の目が届きにくいところで多く行われる。児童生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

- o いじめに気付かない・注意しない教師の前では、だんだんエスカレートする 教師がいじめに気付かないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、い じめを注意しない教師は、児童生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。誠 意をもった態度が相談しやすい「先生」になる。
- 保護者との連携及び信頼関係の醸成

些細なことでも、学校での児童生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、迅速で誠意ある対応が、保護者との信頼関係を醸成する。保護者との信頼関係は、いじめを早期に発見し解決する上で極めて大切である。

o 携帯電話やインターネットの利用実態を把握するための調査を行う

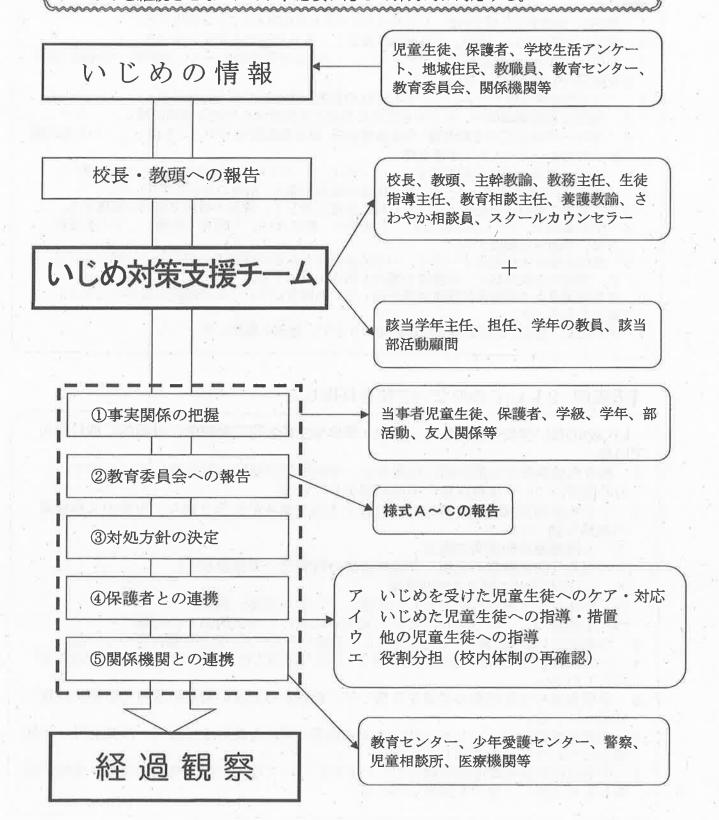
ネットいじめは、時間と場所を選ばず、いつでも行われる危険性がある。児童生徒 の携帯電話やスマートフォン、インターネットの利用実態等を把握し、情報モラル 教育等により具体的な事例を挙げ、予防に努めることが大切である。

クラスで取り組む「いじめをなくす3つの誓い」 「私はいじめを絶対しません」

「私はいじめを許しません。いじめられている人を助けます」 「わたしは一人で悩まず、先生や親に相談します」

## いじめが生じた際は

- \*いじめの訴えや情報、その兆候等は、どんな些細なものでも真剣に受け止める。
- \*特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
- \*家庭や関係機関との連携を密にし、学校のみで解決することに固執しない。
- \*いじめを継続させないために、必要に応じて弾力的に対応する。



## (参考) 「いじめを考える授業」学習指導案例

令和元年度 「いじめを考える授業」研究協議会における学習指導案(中学校・道徳科)

## 第2学年〇組 道徳科学習指導案

- 1 主題名 寛容の心をもつ 内容項目 [B相互理解・寛容]
- 2 **ねらい** 寛容や謙虚について、多様な考え方を基に多面的・多角的に捉え直すことを通して、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろな見方や考え方があることを理解して、寛容の心をもち、謙虚に他に学ぼうとする心情を育てる。

教材名 「言葉の向こうに」 出典(学研 明日への扉 2年)

#### 3 主題設定の理由

(1) ねらいや指導内容について

本時は、中学校の内容項目B相互理解・寛容は「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、 それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の 心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていくこと。」をねらいとしている。寛容とは、心が寛 大で、よく人を受けいれること。過失をとがめだてせず、人を許すことである。

中学生の時期は、ものの見方、考え方に違いが現れてくるとともに、個性がはっきりしてくる。そのため、自分の考え方や立場に固執する傾向が強くなり、友人間の意見の対立や摩擦が生じることも少なくない。よりよい人間に成長するために、心を広げ、相手の立場の考えや立場を共感し、個性を認めたうえで、自分の考えや意見を伝えていこうとする心構えを育てることが大切になってくる。

#### (2) 生徒のこれまでの学習状況及び実態について

本学級の生徒は、自分のことは自分で取り組め、指示されたことを素直に聞き入れ、丁寧に行動に移すことができる。4月当初から、周りの様子をよく見ることはできているが、自ら困っている人や周りに、自分から手を差し伸べたり、人のために行動したりする生徒が少ない。行事や活動時に、そのことを生徒に伝え、リーダーだけでなく、積極的に仲間と関わるように指導してきた。現在では、男女関係なく、明るく話をできるようになったこともあり、周りをみて、自ら行動できる生徒が増えてきている。一方で、係の仕事を人に任せたり、相手に声をかけず自分でその人の分まで活動をしたりしてしまい、面倒なことや、人にはかかわらずに、自分だけで解決してしまう傾向がまだ見られる。どのようにして自分の気持ちや思いを伝え、周囲の人と一緒に活動できるようになるのか考えて欲しい。相手の気持ちや考えを想像、理解し、誰とでもコミュニケーションを円滑に取れるよう、相互理解の大切さに気付き、謙虚な姿勢や他に学ぶ寛容な心を持つことの重要性について考えさせたい。併せて、情報モラルやいじめとも関連させながら、他者との関わりについても考えさせたい。

#### (3) 教材の特質や活用方法について

本教材は、ヨーロッパのサッカーチームのファンである主人公加奈子が、ファンサイトでの中傷の書き込みに対し、自分もひどい言葉で応酬し、注意されてしまう。自分の気持ちが理解されないことで、寛容の心を失い、言葉の向こうに人がいることを忘れていた自分に気づかされる教材である。

- 3 学習課題について話し合う。
- (1) 選手を批判する書き込みをみて、加奈子はどう思いましたか。
- (2) 同じファンの人から注意されたとき、加奈子はどんな気持ちになっただろう。
- (3) 画面から目を離し、加奈子 はどんなことを発見したの だろう。(個人→グループ)

#### 補助発問

嫌なときに、相手にしない =無視する、という行動が実 生活でされたらどう思います か。

- ・ひどい。
- ・何もしらないくせに。
- ・むかつく。
- 負け惜しみ。
- 悩む
- ・私が悪いの?
- 正しいことを言っているのに、 なんで注意されなきゃいけない の?
- ・イラッとするから、無視しよう
- ・言い過ぎたかな?
- ・文字だけだとうまく伝わらないのかも。
- ・A選手からしたら、自分も悪口 を言っている人たちと同じか も。
- ・何を言われても、相手にしなければよかった。

- ・書き込んだ人が悪いと思っている主人公の心情に 共感させる。
- ・同じファンの人が加奈子 の書き込みを見てどう思 ったか考えさせる。
- ・自分は悪いことをしてい る意識がないが、それを 注意され、困惑する主人 公の心情を理解する。
- ・初めに悪口を書き込んだ 人に対しての気持ちでは なく、注意してきた人の 気持ちを考えさせる。
- \*課題の解決に向けて多様 な視点で考えている。(ワ ークシート、話し合い)

# 終末(15分

#### 4 振り返り

これまでの自分を振り返 り、授業や学んだことやこれ からの自分の生き方にういて 書く。

- ・相手の意見を尊重しながらも、 自分の意見を言って、互いの意 見を話し合うことが大切。ま た、人それぞれ価値観が違うか ら、相手の意見を一つの知識と して捉えればいい。
- ・実生活では相手と意見が合わなくてもそれを認めるともう。相 手に自分と同じように考えて欲しいわけでないので、自分の気 持ちは大切にしたい。ネットで同じようなことがあったとしたら、文字と
- ・実生活で、自分は悪くないと思って行動したが、それを注意されたら、どう思うか考えさせる。
- \*相手の立場や考えを共感 する意義について自分の 考えを深めている。(ワー クシート)

#### 6 評価の視点

#### 【物事を多面的・多角的に考えている様子】

・課題の解決に向けて多様な視点で考えている。

#### 【道徳的価値についての理解を自分との関わりで深めている様子】

・寛容な心をもち相手の立場や考えを共感する意義について自分との関わりで考えている。

#### 7 板書計画・ICT活用計画

でみよう。 でみよう。 てみよう。	2. 同じファンの人かた たとき、加奈子はどんなこと たのだろう。	<ul><li>教材名 「言葉の向こうに」</li><li>一選手を批判する書き込みをみか。</li></ul>	人との関係を築いてい
たっいて書いて書い	と なことを発見し なことを発見し	きと込みをみました	考えようていくとき

アンケート結果から、アンケートを実施した児童のおよそ〇割の児童は、過去にいじめられた経験があることが分かった。それは低学年の頃の経験が多く、中には精神的に苦しんで病院に入院したことがある児童もいた。「いじめは、なくなると思いますか」の問いに「いいえ」と答えた人数と、いじめられた経験がある児童の数がほぼ同数という結果は、いじめが起きやすいもので、簡単にはなくせないものだという児童の認識が表れているように感じられる。また、いじめの定義についての問いで、「本人がいやだと思えば、その時点でいじめ」「見て見ぬふりもいじめ」と答えたのは少数に留まったため、いじめの正しい認識は不十分だといえる。(下線部1)また、アンケートに加えて聞き取り調査を行ったところ、これまでにいじめ問題に関する授業を受けたことがないという児童が多かった。以上のことから、本学級の児童はいじめ問題を身近に感じている児童は少なく、いじめについて考えた経験も乏しいといえる。

#### (2) 題材設定の理由

本校のいじめ防止基本方針によると、いじめは以下のように定義されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 (いじめ防止対策推進法第2条)

このようにいじめは基本的人権の精神のもと、国の法律によって防止しなければならないものとして定められている。〇〇〇小学校でも、いじめの早期発見、事案対処のために毎月のアンケート調査や聞き取り調査を行い、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行っている。昨年の休校明けから2学期末までの〇〇〇小学校のいじめ認知件数、及び態様は以下の通りである。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
認知件数	〇件	〇件	〇件						

区 分	認知件数
冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	〇件
仲間外れ、集団による無視をされる。	〇件
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	〇件
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	〇件
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	〇件

いじめを認知することは、いじめの芽を早期に発見し、迅速且つ適切に対処することに繋がっている。そのため、〇〇〇小学校では大きないじめに繋がっていない。いじめを防ぐためには、教師だけでなく、保護者や地域、児童自身の協力も必要である。児童がいじめに対する正しい知識を身に付け、いじめ問題を自分のこととして真剣に考えることは、児童自身がいじめ防止に動くことに繋がっていくと考える。また、これから中学校へ進学した時に、新しい友達とよりよい関係を築き、いじめのない学校生活を送ってほしいと願い、本題材を設定した。

#### (2) 指導観

前提として、「いじめは人として絶対許されない行為であり、いじめで苦しんでいる児童を全力で守る」という強い意志をもって指導にあたる。しかし、いじめの問題行動を単純に否定するのでは、児童の心には響かない。児童もこれまでの経験の中で、必ず人間関係の問題は起

学年・学級指導 の時間に、「全国 いじめ問題子供サ ミット」動画を見	○全国的にいじめ問題をなくすための 取組があることを知り、学習への意 欲をもたせる。	
る。		(感想用紙)

## 6 本時のねらい

いじめ問題が起きないように解決策を考えて実践し、望ましい人間関係が築けるようにする。

#### 7 展 開

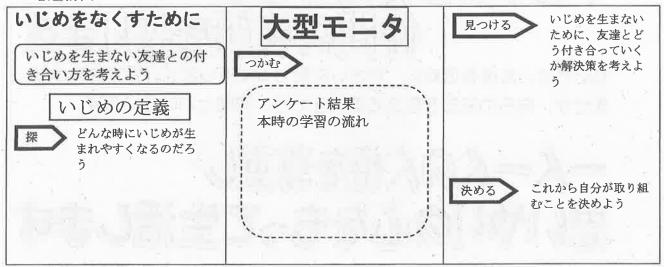
	児童の活動	○指導上の留意点	教材資料	<ul><li>◎目指す児童の姿 【観点】 (評価方法)</li></ul>
導	1 事前アンケート結果	○「クラスの約○割は過去にいじめ	アンケ	
入	を知る。	られた経験があること」、「〇〇	ート結	2
4		○小でもいじめは起きているこ	果	
रं	2 〇〇〇小学校のいじ	と」を知らせることで、自分たち	(大型	
	めの実態を知る。	の周りにもいじめが起きているの	モニ	
		だということを捉えさせるように	タ)	
		する。	9 1 1	-,
	3 本時の課題を知る。	 ○本時のめあてとゴールを示し、学	- 141	
	-	習の方向性を示す。		
	1.11.19	 を生まない友達との付き合い方を考え。	۱ Ä	
	V. C. 8)	を生まない及産との何さらい力を考える		
民	4 いじめの定義を確認	〇「仲間外れにする」		
桐	し、どのようないじめ	「悪口やかげ口を言う」		
3	があるか出し合う。	「ぶったり蹴ったりといった暴		
)	<身体的苦痛>	カ」		
+	・ぶたれたり、蹴られた	「持ち物を隠される」		
	りする。	のようないじめばかりではなく、		
	・いきなり叩かれる。	「相手がいやだと思ったらその時	# %	
	<精神的苦痛>	点でいじめになる」		8
	・悪口や陰口を言われ	「見て見ぬふりをすることもいじ		
	1 .a	め」		× ×
	る。			
	る。 ・仲間外れにされる。	といういじめの捉え方ができるよ		
	・仲間外れにされる。	といういじめの捉え方ができるよ		
	<ul><li>・仲間外れにされる。</li><li>・話しかけても無視され</li></ul>	といういじめの捉え方ができるよ		
	<ul><li>・仲間外れにされる。</li><li>・話しかけても無視される。</li></ul>	といういじめの捉え方ができるよ		

○友達から出された考えも含めて、 ワーク ◎多様な意見を基 終 よりよい友達関係を 末 築いていくために、自 より自分に必要な取組を判断して シート に、いじめを生 分が取り組むことを決 意思決定するように助言する。 まない解決方法 6 める。 を自ら意思決定 分 している。 ○月初めの学校生活アンケートで振 8 本時の学習を振り返 【思・判・表】 り返りを記入することを伝える。 り、今後の活動を知 (ワークシート、 ○いじめは児童だけでなく、保護者 る。 発言) や教師も協力してなくしていくと いう姿勢を示す。

#### 8 事後の指導

児童の活動	○指導上の留意点	<ul><li>◎目指す児童の姿</li><li>【観点】(評価方法)</li></ul>
○月の学校生活アンケートの 裏面に、自分が決めた取組ができているかどうか振り返りを記入する。 (○月○日 ○曜日)	○○月○日の記入前にも、自分で決めた取組を実践している児童を見付けて積極的にほめる。 ○できているか、できていないかだけではなく、実践した場面を具体的に書けるよう声掛けをする。	<ul><li>◎自分で決めためあてに向けて 粘り強く取り組み、よりよい 人間関係を形成しようとして いる。</li><li>【主体的に生活や人間照をよりよくしようとする態度】 (学校生活アンケート)</li></ul>

#### 9 板書計画



#### 10 ICT活用計画

導入・・・アンケート結果、本時の学習の流れ

展開・・・他のグループの話合いの様子

終末・・・クラスの集合写真

## スポーツ科学拠点施設整備に関する事業提案(案)

## 県民(市民)が楽しめる エリアづくり

## スポーツ推進及び 健康増進のための 施設整備

- ・観客席付アリーナの整備
- 屋内25mプールの整備
- ・新たなスポーツ機会の創出



県民への還元

## 設・地 付加価値の創造

## <u>県民(市民)の</u> 1 スポーツ参加

- ・するスポーツ
- の提供 ・みるスポーツ
- ・ささえるスポーツ
- ・スポーツによる共生社会の実現

## 国道17号線による東西の 分断解消

・スロープ型歩道橋の 整備



地域の防災機能の向上 エリアへのアクセス向上

## 県民(市民)の 健康增進

フレイル予防対策事業

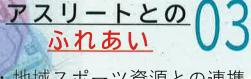
食による健康増進





## → 憩いと癒しの エリアの創出

- 樹林地でのアクティビティ
- ・ランニングステーションの 整備



- 地域スポーツ資源との連携
- ・プロスポーツ観戦の推進



## 県民(市民)が楽しめるエリアづくり

1

## スポーツ推進(アスリート・一般)及び健康増進のための施設整備

## 観客席付アリーナの整備

観客席付のアリーナを整備することにより、各種大会や教室、イベント等の開催が可能となる。様々な運動プログラムによる特色のあるサービスが展開できるため、県民(市民)のスポーツ振興や健康増進が図られる。また、埼玉上尾メディックスなど県内で活躍するプロスポーツチームの活動拠点とすることで、「みるスポーツ」の場の提供となり、多くの観戦者が訪れ、収益の確保や周辺地域も含めた賑わいが創出される。



## 屋内25mプールの整備

さいたま水上公園のレガシーとして、屋内25mプールを整備することで、一年を通じて県民(市民)への水中スポーツの普及が図られる。また、上尾市を含む県央地域や近隣市の児童・生徒の水泳授業や中高生の部活動などにおいて、幅広く利用することが可能となり、広く県民(市民)のスポーツ推進と健康増進を図るとともに、公園の賑わいが創出される。



## 新たなスポーツ機会の創出

## ~アーバンスポーツ~

アーバンスポーツは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の競技種目に加えられ、 日本選手の輝かしい活躍もあり、若年層を中心に関心が高まっている。従来のスポーツの枠に はとらわれない気軽さから、スポーツ離れが懸念される若年層へのアプローチとしても今後 ますます期待されている。

公園内に、このアーバンスポーツ施設を整備することにより、新たなアスリートの発掘や、若 者のスポーツへの関心を深めスポーツ人口を増加させる効果もある。



スポーツクライミング



スケートパーク



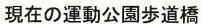
3 X 3

## 国道17号線による東西の分断解消

## スロープ型歩道橋の整備

傾斜の緩いスロープ型の歩道橋を設置することにより、「運動公園エリア」と「さいたま水上公園エリア」の一体的な活用が可能となり、アスリートや県民(市民)など施設を利用する全ての人の利便性向上を図ることができる。また、敷地全体を周遊できるコースを整備することで、ランニングやウォーキングなどの多様な利用促進が図られ、利用者の健康増進に繋がる。









イメージ:大宮公園歩道橋

## 憩いと癒しのエリアの創出

## 樹林地でのアクティビティ

1 Ohaを超える広大な樹林地の一部にバーベキューやキャンプができる広場や遊歩道、ドッグラン、アスレチック遊具などを整備することで、小さな子どもから高齢者、ファミリー層など、インクルーシブで幅広い世代の憩いと癒しのエリアとなる。また、県内外からも多くの利用が予想されることから、日常的な公園の賑わいにも繋がる。





## ランニングステーションの整備

健康志向が高まる中、健康維持のために習慣的にランニングを行う人が増えており、さいたま水上公園や上尾運動公園の敷地内でもランニングが広く行われている。ランナーたちが活動拠点にできるランニングステーション(シャワールーム、ロッカールーム、パウダールームなど)を整備することにより、仕事前や仕事後などいつでも気軽にランニングを楽しむことが可能となり日常的な憩いと癒しのエリアとなる。







## 施設・地域の付加価値の創造

## 県民(市民)のスポーツ参加

○ スポーツ科学拠点施設や観客席付アリーナ等の様々な施設の整備を行うことにより、各種大会・教室・フェスティバル・有名アスリート等の講演会など、これまでにない多彩なイベントの開催が可能となり、県民(市民)に「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の場を提供することができる。また、充実した最新の設備を備えた施設には、アスリートのみならず、県内外から企業や大学、高校のスポーツチームの利用が期待できることから、公園全体や周辺地域の賑わいの創出にも繋がる。

- 東京2020オリンピック・パラリンピックのレガシーを次代に繋ぎ、また、共生社会を実現するため、パラアスリートの支援やパラスポーツ競技の推進を図る必要がある。 市内には、県立リハビリテーションセンターがあることから、センターとの連携事業も可能。
- 県民(市民)の多様なニーズに対応するとともに、更なるスポーツ参加を促進するために、「埼玉上尾メディックス」などのプロスポーツチームをはじめ、地域のスポーツ資源を活用した「総合型地域スポーツクラブ」への支援も必要である。

## 県民(市民)の健康増進

スポーツ科学拠点施設や観客席付アリーナ、25mプールなど様々な施設の整備を行い、トップアスリートやスポーツ実践者等の測定データを集積・分析することで、アスリートや指導者に各種目の特徴に合わせたトレーニング方法を提供するとともに、得られた知見を活かした運動プログラムの提供によって、競技力の向上とスポーツを通じた県民の健康増進が図られる。

上尾市をはじめ、隣接しているさいたま市や伊奈町のほか、県央地域においても、得られた知見 を活用し、アスリートのみならず、子どもから高齢者までの多世代を対象とした自治体独自の 多彩な健康増進事業の実施が可能となり、広く住民の健康増進が図られることになる。

## 《健康増進事業の一例》

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(フレイル予防で健康寿命の延伸を目指す)
特定健診等を受診している高齢者のうち、肥満や生活習慣病等リスクの高い高齢者を中心に、水中エクササイズのほか、ウォーキングや栄養講座を実施するとともに、歯科、口腔など医療専門職から指導を受ける場所を提供する。

### 〇二次予防事業対象者向け元気アップ事業

水中歩行・水中運動などを、無理のない運動負荷の中で行い介護予防につなげる。 水圧や浮力を利用することで、腰痛・膝関節痛等を持つ方にも、より負担の少ない形で運動メニューを提供できる。 (プール等の施設を持たない事業所でも対象者に事業を提供することができる。)

#### 〇健康講演会

施設に関わる選手やコーチ、研究スタッフによるデータに基づく健康増進や体力向上についての講演会の開催。

#### 〇科学的根拠に基づいた学校との連携事業

埼玉県の児童生徒の体力測定結果は全国平均を上回っているが、知見を活用し苦手としている分野の改善・向上を行う。

#### 〇食に関する健康プログラム

アスリートが食べるメニューやスポーツ後に必要な栄養素を取り入れたメニュー、病態別の料理を提供することにより、 スポーツを楽しむ人の身体づくりや多くの県民(市民)の健康増進に貢献する。

## 3 アスリートとのふれあい

スポーツ科学拠点施設をはじめ、観客席のあるアリーナや宿泊施設、レストランといった施設が整備されることにより、プロスポーツの試合や集客イベントの開催が可能となる。試合観戦のみならず、公園に来る子どもたちが日常的にアスリートを見たりふれあうことにより、その競技やスポーツに関心が高まることが期待される。また、アスリートによる若年層への指導など、直接ふれあいながらの技術指導やメンタル指導を行うことにより、技術の向上及び競技人口の増加を図ることができる。



埼玉上尾メディックスによる バレーボール教室



岡田久美子選手による ウォーキング教室

## その他

## 地域の防災機能の向上

地域の核となる防災公園の機能として、救援物資の配送拠点や仮置き場として使用される公園、屋根付きオープンスペースの整備など、広域地域の実情や課題に応じた防災機能の向上が期待される。整備にあたっては、自然環境を最大限活用したグリーンインフラを導入していく。



防災トイレ機能(イメージ)



屋根付きオープンスペース(イメージ)

非常用電源等は、東日本大震災において太陽光や小型風力等の新エネルギーや蓄電機器の重要性が認識されていることから、地域に応じた新エネルギーの導入を検討する。



耐震性貯水槽 (イメージ)



新エネルギー施設 (イメージ)

## その他

## エリアへのアクセスの向上・渋滞の緩和

国道17号線からエリア内へのアクセス道路の整備を行い、公園・施設へのアクセスと利便性の向上を図る。また、出入り口の分散により、県道上尾環状線(川越上尾線)をはじめとする周辺道路の渋滞緩和も期待される。

さらに、公共交通機関によるエリア内へのアプローチも充実させる。





水上公園入口の交差点から国道17号 上尾運動公園の交差点方面へ



国道17号上尾運動公園の交差点から 上尾陸橋方面へ